

C型肝炎でインターフェロン治療をされる都民の方に… 平成19年10月1日から 入院・通院の医療費助成を開始します

※この制度を含む「ウイルス肝炎受療促進集中戦略」は短期集中的に平成23年度まで実施するものです。

東京都の C型ウイルス肝炎インターフェロン治療 医療費助成制度

助成開始 平成19年10月1日から **受付開始** 平成19年9月から
申請受付 区市町村担当窓口へ

対象となる方

- 都内に引き続き1年以上住所があり、東京都が指定する肝臓専門医療機関（肝臓専門医療機関はかかりつけ医がご紹介いたします。）で、C型肝炎のインターフェロン治療を要すると診断された方が対象です。
- 本制度による助成を一度受けた方は、再度申請をすることはできません。

助成の内容

- C型肝炎のインターフェロン治療にかかる保険診療の患者負担額から、下記の患者一部負担を除いた額を助成します（健康保険から支給される高額療養費等は助成額には含まれません。）。
- 患者一部負担額
 - ①一医療機関ごと（入院・外来別）に月額35,400円まで（院外処方による薬局での保険調剤費は自己負担なし）
 - ②入院時食事療養・生活療養標準負担額
 - ※住民税非課税世帯に該当される方は、②の入院時食事療養・生活療養標準負担額のみ自己負担
 - 保険診療以外の費用（室料差額など）は助成の対象となりません。

助成の期間

申請書等を提出した月の初日から1年間。

申請手続

- 申請書及びそれに添付する所定の診断書等は区市町村担当窓口で配布しています。
- 診断書は、東京都が指定する肝臓専門医療機関（肝臓専門医療機関はかかりつけ医がご紹介いたします。）によるものがが必要です（ただし、平成19年10月以前にインターフェロン治療を開始した方は治療を受けている医療機関の診断書で可。）。
- 申請書類等を住所地のある区市町村担当窓口へ提出してください。
- 高齢者医療の適用区分や住民税の課税状況によって、必要な書類が異なります。詳しくは区市町村担当窓口におたずねください。

認定されると

- 認定されると「**都**医療券」が交付されます。
- 「**都**医療券」を健康保険証等と一緒に医療機関の窓口提示（高齢受給者、**老**受給者で「限度額適用・標準負担額認定証」をお持ちの方はあわせて窓口提示）することで、C型肝炎インターフェロン治療にかかる医療費の助成が受けられます。

問い合わせ先 区市町村担当窓口又は下記まで
東京都福祉保健局保健政策部疾病対策課

ホームページアドレス <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shippei/index.html>
TEL 03-5320-4472